

# 衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会ニュース

平成 27. 7. 15 第 189 回国会第 22 号

7 月 15 日（水）、第 22 回の委員会が開かれました。

- 1 ①我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 72 号）
- ②国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第 73 号）
- ③自衛隊法等の一部を改正する法律案（江田憲司君外 4 名提出、衆法第 25 号）
- ④国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（江田憲司君外 4 名提出、衆法第 26 号）
- ⑤領域等の警備に関する法律案（大島敦君外 8 名提出、衆法第 27 号）
- ・安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣及び中谷国務大臣（防衛大臣・安全保障法制担当）並びに提出者柿沢未途君、今井雅人君及び丸山穂高君に対し質疑を行いました。
  - ・赤嶺政賢君（共産）から、7 月 17 日に委員会を開会し質疑を継続すべきとの動議が提出され、採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
  - ・①、②、③及び④について、委員長から質疑終局が発議され、採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
（賛成－自民、公明 反対－維新）
  - ・①、②、③及び④について、御法川信英君（自民）、柿沢未途君（維新）及び浜地雅一君（公明）が討論を行いました。
  - ・③について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。  
（賛成－維新 反対－自民、公明）
  - ・④について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。  
（賛成－維新 反対－自民、公明）
  - ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、公明）
  - ・②について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、公明）

（質疑者及び主な質疑内容）

## 江 渡 聡 徳君（自民）

- ・なぜ今、国際社会の平和と安全の確保を目的とする法制を整備することが、我が国の平和と安全にとって必要なのか、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・存立危機事態におけるホルムズ海峡の機雷掃海では必ず、また、重要影響事態の場合ではできる限り、国会の事前承認を得るべきであるとの意見があるが、この点について、政府はどのように対応するのか、安倍内閣総理大臣に伺いたい。
- ・自衛隊の防衛出動や派遣の要件等については、全て法律に定めることは不可能であり、政府の判断と国会の判断が重要と考えるが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。

## 遠 山 清 彦君（公明）

- ・平和安全法制関連法案全体に民主的統制の確保が貫かれているのか、国会承認制度及びそのために必要となる政府から国会への情報開示の点から説明いただきたい。
- ・米軍等の武器等防護任務や海上警備行動など国会報告の対象ではない事項についても、国会から説明を求められた場合は、政府は説明を行うのか、安倍内閣総理大臣に伺いたい。
- ・存立危機事態と武力攻撃事態は重なることはあり得ると考えるが、これら二つの事態の重複について、安倍内閣総理大臣に説明いただきたい。

## 長 妻 昭君 (民主)

- ・政府は我が国に対する武力攻撃の意図が表明されていない場合や我が国に戦火が及ばない場合でも存立危機事態と認定し得る場合がある旨答弁しているが、存立危機事態とは一体どのような事態なのか、安倍内閣総理大臣に今一度明解な具体例を挙げていただきたい。
- ・平和安全法制の整備は、我が国が戦後の反省から築き上げ、守り続けてきた専守防衛を逸脱するものであると考えるが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・先の大戦は我が国の国策の誤りであったのではないかと、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。

## 大 串 博 志君 (民主)

- ・安倍内閣総理大臣は、自民党インターネット番組「カフェスタ」で昭和 47 年政府見解は閣議決定を経ていないが、立憲主義の観点から昨年 7 月 1 日の安保法制閣議決定を行った旨発言しているが、この発言は立憲主義を履き違えているのではないかと、安倍内閣総理大臣に伺いたい。
- ・自衛官のリスクがどう変わるかと、存立危機武力攻撃がどの事象を指すのか等に対する安倍内閣総理大臣の答弁が一貫しておらず、国民の平和安全法制に関する理解が進まない原因となっていると考えるが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。

## 辻 元 清 美君 (民主)

- ・政府見解が集団的自衛権行使の数量的概念を否定していたにもかかわらず、その数量的概念を導入しようとしたり、これまで集団的自衛権行使容認の議論で言及しなかった砂川最高裁判決や昭和 47 年政府見解を急に持ち出したり、安倍内閣総理大臣は平和安全法制の整備において集団的自衛権行使の限定容認の根拠をかなり強引に説明していると考え、見解を伺いたい。
- ・岸田外務大臣は後方支援を行う自衛官が他国軍隊等に捕まった場合、ジュネーブ条約上の捕虜として扱われないと言っているが、これについて安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・安倍内閣総理大臣は「我が国が侵略戦争に加担することはない」と主張する一方で「侵略の定義は定まっておらず、見る側によって異なる」とも言っていることを考えれば、その主張には全く説得力がないと言わざるを得ない

いが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。

## 下 地 幹 郎君 (維新)

- ・平和安全法制関連法が最高裁で違憲判決を受けた場合の政府の対応及び今後の報道機関への政府対応の在り方について、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・限定的な集団的自衛権行使の合憲性を昭和 47 年政府見解と砂川最高裁判決の組合せによりいくら説明しても国民を納得させることができないなら、何か別の論理はないのか、安倍内閣総理大臣に伺いたい。
- ・維新案と政府案の相違点及び維新案の優れている点を維新案の提出者から説明いただきたい。

## 青 柳 陽一郎君 (維新)

- ・平和安全法制関連法案について昨日石破地方創生担当大臣が国民の理解が進んでいない旨発言したことを含め、国民の理解が進んでいない実情について、安倍内閣の認識を伺いたい。
- ・地方議会から平和安全法制関連法案に対し慎重審議や廃案等を求める意見書が多数送付されていることをどのように受け止めているのか、安倍内閣総理大臣に伺いたい。
- ・維新の党は民主党と共同で領域警備法案を提出したが、その目的を維新案の提出者に伺いたい。

## 赤 嶺 政 賢君 (共産)

- ・イラクにおける陸上自衛隊及び航空自衛隊の活動実績等を記した教訓資料について、黒塗りのない資料の提出を平和安全法制関連法案審査の大前提として繰り返し求めているが、いつまでに提出するつもりなのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・イラク人道復興支援特措法に基づき航空自衛隊が実施したバグダッド空港への人員及び物資の輸送の際、どのような脅威情報があり輸送機の運転を取りやめたのかを含め全ての情報を明らかにすべきと考えるが、安倍内閣総理大臣の認識を伺いたい。
- ・平和安全法制の整備により軍事掃討作戦を行う米軍に対する弾薬の提供が武力行使との一体化ではないとなれば、武力行使との一体化論は意味をなさないものになってしまうと考えるが、中谷安全保障法制担当大臣の認識を伺いたい。